

API連携サービス 利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第1条 本サービスの内容 1. サービス内容 「A P I 連携サービス利用規定」（以下「本規定」といいます）におけるA P I 連携サービス(以下「本サービス」といいます)とは、当行に対し、本サービスと連携する専用のみずほビジネスW E B （以下「専用W E B サービス」といいます）の申込みその他の当行所定の申込手続を完了した方（以下「契約者」といいます）が、当行との取引に関するデータを通信回線により授受するサービスをいいます。 2. ～4. （略）	第1条 本サービスの内容 1. サービス内容 「A P I 連携サービス利用規定」（以下「本規定」といいます）におけるA P I 連携サービス(以下「本サービス」といいます)とは、当行に対し、本サービスと連携する専用のみずほビジネスW E B （以下「専用W E B サービス」といいます）の申込みその他の<u>「API連携サービス申込書」</u>による申込手続を完了した方（以下「契約者」といいます）が、当行との取引に関するデータを通信回線により授受するサービスをいいます。 2. ～4. （略）
第4条 利用手数料 1. 本サービスの利用にあたっては、契約者は当行所定の手数料を支払うものとします。 2. 本サービス利用に係る手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書、小切手又はカードの提出を受けることなく、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落すものとします。また、領収書等は発行しないものとします。 3. 本サービスの利用を開始することができることとなった日が属する月、又は、本契約が解約された日が属する月に係る手数料は当行所定の金額とし、月額の手数料であっても日割計算は行わないものとします。 4. （略）	第4条 利用手数料 1. 本サービスの利用にあたっては、契約者は<u>「API連携サービス申込書」に定められた手数料</u>を支払うものとします。 2. 本サービス利用に係る手数料は、<u>「API連携サービス申込書」に定められた日</u>に、預金通帳、払戻請求書、小切手又はカードの提出を受けることなく、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落すものとします。また、領収書等は発行しないものとします。 3. 本サービスの利用を開始することができることとなった日が属する月、又は、本契約が解約された日が属する月に係る手数料は<u>「API連携サービス申込書」に定められた金額</u>とし、月額の手数料であっても日割計算は行わないものとします。 4. （略）
第5条 届出事項の変更 1. 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面によってお取引店に届出てください。 2. ～3. （略）	第5条 届出事項の変更 1. 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>「API連携サービス申込書」によって</u>お取引店に届出てください。 2. ～3. （略）
第7条 解約等 1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。 2. ～4. （略） 5. 解約の場合、未払手数料は、解約と同時にしくは当行所定の日に引き落とします。	第7条 解約等 1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は<u>「A P I 連携サービス申込書」</u>によるものとします。 2. ～4. （略） 5. 解約の場合、未払手数料は、解約と同時にしくは<u>「A P I 連携サービス申込書」に定められた日</u>に引き落とします。 6. ～7. （略）
第12条 規定の変更等 1. 当行が必要と判断した場合には、次項に定める方法で契約者に変更内容を告知することにより規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとします。 2. 規定の変更は当行ホームページにて告知するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、同意しない旨の通知を受領しない場合には、契約者は変更内容に同意したものとみなします。また、変更に同意しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本サービスの利用契約を解約することができるものとします。	第12条 規定の変更等 <u>1. 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、次項に定める方法で契約者に変更内容を告知することにより規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとします。</u> <u>2. 規定の変更は当行ホームページにて告知するものとします。</u>